

半田市広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、半田市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項に基づき、市の広報印刷物及びその他広告媒体として活用できる市有資産（ネーミングライツを除く。以下「広告資産」という。）への掲載の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類、広告の規格等)

第2条 広告媒体の種類、広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間、掲載料（予定価格である場合を含む。以下同じ。）その他の条件等は、当該広告資産を所管する部等の長（以下「所管部長」という。）が別に定める。この場合において、所管部長は、財政課長と協議した上で決定しなければならない。

2 所管部長は、前項の規定による掲載料の決定にあたっては、広告資産の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。

(広告の募集方法)

第3条 広告の募集は、市の広報誌、WEBページ等による公募を原則とする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。この場合において、所管部長は、財政課長と協議した上で広告の募集方法を決定するものとする。

(広告の申込み)

第4条 市の広告資産に掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）は、広告掲載申込書（第1号様式）により、掲載しようとする広告案等を添えて、指定する期間内に申し込むものとする。

(掲載の決定)

第5条 前条の申込書を受理したときは、要綱第3条及び半田市広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に基づき、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、所管部長は、財政課長と協議した上で決定するものとする。

2 前項において、広告掲載希望者の数が募集した枠数を超えるとき又は同一の枠に2以上の掲載の申込みがあったときは、別に定めた方法により選定する場合を除き、抽選により決定するものとする。

3 掲載の可否を決定したときは、その結果、掲載内容、条件等について広告掲載希望者に通知（第2号様式）するものとする。

(契約の締結)

第6条 掲載を決定したときは、市と広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載開始以前に双方で契約書を取り交わさなければならない。ただし、当該決定した広告掲載にかかる掲載料が100万円を超えない場合にあっては、広告主

が広告掲載承諾書（第3号様式）を提出することによりこれに代えることができる。
(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
(掲載料の納付等)

第8条 広告主は、掲載料を指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第9条 広告の内容、デザイン等が要綱第3条及び基準の規定に抵触していると判断されるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 WEBページに広告を掲載する場合は、前項の広告の内容、デザイン等にリンク先のWEBページの内容も含まれるものとする。
(掲載の取り消し)

第10条 次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主が虚偽の申請をしたとき
- (5) 広告主が書面により掲載の取り下げを申し出たとき
- (6) その他、広告資産への掲載が適切でないと判断したとき

2 前項の規定により広告を取り消した場合においては、半田市は広告主に対し、その賠償の責めを負わない。また、納付済みの掲載料は返還しない。

(掲載料の返還)

第11条 前条の規定にかかわらず、掲載の取り消しが、広告主の責に帰さない理由によるものであるときは、納付済みの掲載料を当該広告主に返還することができる。

2 前項の規定により返還する掲載料は、取り消した期間にかかる金額の範囲内とする。
3 第1項の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

(適用除外)

第12条 広告業務の取扱いを希望する者との契約により掲載を行う場合においては、第3条から第8条までの規定は適用しない。

(その他)

第13条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附 則

(実施期日)

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の基準により許可を受けている者の基準については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

第1条 この要領は、平成23年1月24日から実施する。

(経過措置)

第2条 この要領の施行日から3月間は、改正前の様式については、なおその効力を有する。

(半田市WEBページ広告取扱要領の廃止)

第3条 半田市WEBページ広告取扱要領は廃止する。

- 2 この要領の施行の際現に廃止前の基準により許可を受けている者の基準については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年6月19日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年3月13日から実施する。

受付番号	(半田市使用欄)
------	----------

第1号様式（第4条関係）

年　　月　　日

（あて先）半田市長

広告掲載申込書

半田市広告取扱要領第4条の規定に基づき、以下のとおり申し込みます。

掲載希望媒体の名称				
掲載希望箇所・位置等				
掲載希望期間				
リンク先のＨＰアドレス (媒体がＷＥＢページの場合のみ記入)				
見積金額 (見積り合せを行う場合のみ記入)	金	円	(消費税込み)	
広告掲載希望者	所在地	〒		
	ふりがな 名称			
	ふりがな 代表者職氏名			
	担当者	部署		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	T E L		
		F A X		
		Eメール		
	業種			
	遵守事項	<p>1. 半田市の定める広告掲載に関する各規定を遵守します。</p> <p>2. 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納はありません。広告掲載に関して必要のあるときは、半田市が納税状況等について調査することに同意します。</p>		
備考				

※掲載希望媒体毎、掲載希望箇所・位置等毎に別葉としてください。

第2号様式（第5条第3項関係）

年　　月　　日
様

半田市長

広告掲載決定通知書

年　　月　　日付けでお申し込みいただきました広告掲載については、次のとおり決定しましたので通知いたします。

- 広告掲載を決定しました。
- 残念ながら今回は広告掲載を見送らせていただきます。

掲載決定媒体の名称	
掲載決定箇所・位置等	
掲載期間	年　月　日～年　月　日
リンク先のＨＰアドレス	http://
掲載料金	金　　円（消費税込み）
掲載料金の納付期限	
広告原稿の提出期限	
備考	

掲載しない場合 その理由	
-----------------	--

印 紙

第3号様式（第6条関係）

広告掲載承諾書

掲載媒体の名称					
掲載箇所・位置等					
掲載期間	年	月	日～年	月	日
リンク先のＨＰアドレス	http://				
掲載料金	金 円（消費税込み）				
<p>上記広告掲載について半田市広告掲載要綱、半田市広告掲載審査基準及び半田市広告取扱要領の規定を遵守し、下記に記載した事項に同意のうえ承諾書を提出します。</p> <p>半田市長様 年 月 日</p> <p>(広告主) 所在地 名称 代表者職氏名</p>					

記

1. 広告掲載料の支払い

広告主は、広告掲載料を指定期日までに一括前納するものとする。

2. 協議事項

広告掲載について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。